

独立行政法人家畜改良センターにおける公的研究費の不正防止計画

平成28年6月3日策定
(平成28年7月19日一部改定)

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）では、「独立行政法人家畜改良センターにおける公的研究費の管理・監査に関する規程」（平成28年2月15日。以下「規程」という。）第3条に基づき、「公的研究費の不正防止計画」を以下のとおり定め、競争的資金等の適正な運営・管理に向けた取組みを推進する。

I 運営・管理体制

- ① 最高管理責任者： 理事長
センターにおける競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。
- ② 統括管理責任者： 理事（企画調整担当）
最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ③ コンプライアンス推進管理責任者： コンプライアンス推進室長
競争的資金等の適正な運営・管理の確認、モニタリング等について実質的な責任と権限を持つ。
- ④ 不正防止計画推進委員会
センターにおいて、不正防止計画の策定とその実施状況の確認、必要な見直しを図るため、規程第7条により設置され、統括管理責任者を委員長とし、理事（総務担当）、各部長、技術統括役を委員とする委員会。

II 不正防止計画

1 責任体系の明確化

不正の発生する要因	不正防止計画
ア 競争的資金等の運営・管理体制の周知が不十分で、不正防止に向けた対策の実効性が伴わない。	責任体制を明確にするため、規程をホームページで公開し、周知する。

イ 組織として責任体制が曖昧である。	規程において、責任と職務が定められていることを周知する。
ウ 時間の経過や人事異動に伴い、責任意識が低下する。	牧場長及び課長等を対象とした会議等において、不正防止に係る取組等を説明し、意識の向上を図る。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

不正の発生する要因	不正防止計画
ア 異動等により新に研究担当者となった職員が、競争的資金等の使用ルールを認識していない。	「競争的資金等の取扱いに関する事務手引き」(以下「手引き」という。)や調査研究の実施に関するパンフレット等を作成し、配付する。 所内のイントラネットを活用して、使用ルールの定着を図る。
イ 研究担当者と事務担当者(契約管財部門・経理会計部門)との間で、統一したルールを共有していないことにより、解釈の齟齬が生じる。	競争的資金に関するコンプライアンス教育等を、関係する事務担当者に対しても実施する。
ウ 事業毎による競争的資金等の使用ルールの変更が、研究担当者及び事務担当者に十分伝わっていない。	最新の使用ルールが研究担当者及び事務担当者に伝わるよう、手引き等を随時見直す。

(2) 職務権限の明確化

不正の発生する要因	不正防止計画
競争的資金等に関する実務について、複数の部署が関わるため、責任と権限が曖昧となる。	競争的資金等に関する以下の実務について、研究担当者及び事務担当者に周知を図り、責任ある実務を行う。 ①競争的資金等への対応は、応募までは企画調整部管理課 ②競争的資金等の採択後、契約等の事務は企画調整部管理課、経理は総務部会計課である。

(3) 関係者の意識向上

不正の発生する要因	不正防止計画
<p>ア 競争的資金等の研究費が公的資金であるという意識が希薄である。</p>	<p>競争的資金等の研究費は、使途のみならず執行方法も含めて透明性を確保すべきであることを徹底する。このため、競争的資金等の運営及び管理に関わる役職員を対象に、毎年1回、競争的資金等に関するコンプライアンス教育を開催する。</p> <p>競争的資金等の研究費の執行に当たっては、職員に使用ルールを遵守する旨の誓約書を提出させる。</p>
<p>イ 競争的資金等の使用ルールと運用が乖離している。</p>	<p>契約事務取扱に関するルールを含め、競争的資金等の運営・管理に関するルールを体系的に整備して、手引き等を適宜見直し、周知する。</p> <p>競争的資金等の使用ルールと運用が乖離していることが発覚した場合は、原因を分析した上で、不正防止計画推進委員会で使用ルール等の再検討を行う。</p>
<p>ウ 競争的資金の運営及び管理に関わる職員を対象とした説明会等を開催しても参加しない職員がいる。</p>	<p>説明会等の出席状況を把握し、欠席した職員には、説明会等に配付した資料を確認させる。</p> <p>説明会等での説明内容の理解度を高めるため、説明内容に関する設問への回答を確認し、意識の向上を図る。</p>

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備

不正の発生する要因	不正防止計画
<p>ア 外部通報の取扱いに関する規程が整備されていない。</p>	<p>競争的資金等の不正等が発覚した場合は、「公益通報者保護規程」に準じて取り扱う。</p>
<p>イ 公益通報を受けて調査した結果、不正が行われたと認定した場合の措置等について規程を設けていない。</p>	<p>規程に基づく調査の結果、不正と認定した場合は、「職員懲戒事項等取扱規程」に基づき、処分の対象として厳正に取り扱う。</p>

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

不正の発生する要因	不正防止計画
不正を発生させる潜在的要因が把握できていないことから、防止に向けた対策が効果的に実施できる不正防止計画を策定する必要がある。	常に不正は起こり得るという認識の下で、監視機能の強化を図る等、不正防止計画推進委員会を中心に、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応するよう不正防止計画を見直し、実施する。

4 競争的資金等の適正な運営及び管理活動

(1) 予算管理

不正の発生する要因	不正防止計画
年度後半に予算執行が集中し、研究計画どおりに研究費の使用ができない。	定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を指導する。 特に執行率の低い研究課題に対しては、担当職員からヒアリングを行う。

(2) 旅費

不正の発生する要因	不正防止計画
旅費の精算に係る復命書の提出や証拠書類等の提出が遅れ、事実確認ができない。	旅費の精算に係る復命書の提出や証拠書類等を速やかに提出するよう、事務文書等で周知する。 経理会計部門で、出張計画書と復命書等の提出があるか否かを確認するとともに、復命事項等が出張計画と乖離がないか否かの事実確認を行う。

(3) 給与

不正の発生する要因	不正防止計画
非常勤職員の勤務内容が多岐にわたる場合、勤務実態の確認が不十分となる。	業務に従事した内容を記載した作業日誌の作成・提出を求め、非常勤職員の勤務実態を勤務時間管理者又は研究代表（責任）者が把握し、勤務時間管理部門が勤務状況に乖離がないか否かを定期的に確認する。

(4) 物品購入

不正の発生する要因	不正防止計画
<p>ア 研究の便宜上や業務の実施を優先することで、研究実施担当者による直接取引となり、取引業者との癒着が生じる。</p>	<p>契約事務取扱規程に基づき、契約・検査は、契約管財部門が実施し、「試験研究用物品等に係る契約及び検査について」により、研究課題の実施に必要な物品の購入契約又は役務契約を行う。</p> <p>研究担当部門は、「試験研究用物品等に係る契約及び検査について」を十分理解し、理事長又は契約責任者が試験研究用物品等に含めないものとして特定した物品（飼料、肥料、農薬、燃料等）以外の購入契約及び役務の契約は実施しないこととする。</p> <p>試験研究用分析機器の修理など、予め特定したものを除き、緊急発注（業者の応諾により契約が成立したこととする。）は行わないことを徹底する。</p>
<p>イ 不適正経理事案として、前払いが認められていないにもかかわらず、プリペイド方式による物品（DNA合成製品）を購入する事案が発生した。</p>	<p>プリペイド方式での購入は廃止し、単価契約で購入契約を行うことを徹底する。</p> <p>DNA合成製品の購入については、契約管財部門の決裁を受け、契約事務取扱規程に基づいて契約事務担当職員任命書で指定を受けた契約事務担当職員がメーカーのWebサイトから発注を行う。</p>

(5) 日付管理

不正の発生する要因	不正防止計画
<p>取引業者から提出された納品書・請求書の日付を確認せず、実際の納品日とは異なる日付で経理事務を行うという不適正な経理処理が生じた。</p>	<p>契約管財部門は、契約事務取扱規程に基づき、契約手続と現物を確認するよう納品の検査体制を見直し、日付や営業担当者名の記載がない納品書・請求書は、受理しないこと等を徹底する。</p>

(6) 納品検査

不正の発生する要因	不正防止計画
<p>納品場所が点在し、現物確認が困難な物品等の場合、納入される現品を確認せずに、納品書での確認のみによる形式的な検査が行われていた。</p>	<p>契約事務取扱規程の「試験研究用物品等に係る契約及び検査について」に基づき、納品場所は、検査機器等の重量物を除き、契約管財部門のある事務所に統一し、指定した事務所以外の場所に納品する場合は、検査員が現場で納品を確認して、検査を行うことを徹底する。</p> <p>検査員が不在のときは、別の検査員が対応できるよう、本所は管財課、牧場は総務課の職員の中から検査員（補助者）を複数指名することを徹底する。</p>

5 情報の伝達を確保する体制の確立

不正の発生する要因	不正防止計画
<p>ア 競争的資金等の使用ルール等に関する相談窓口の周知が不十分なため、誤った解釈で予算執行するおそれがある。</p>	<p>役職員等に対し、競争的資金等の使用ルール等に関する相談窓口（企画調整部管理課）の周知を図る。</p>
<p>イ 不正を発見したことの通報を躊躇する。</p>	<p>通報した者に対して不利益を禁じた「公益通報者保護規程」があり、公益通報があれば不利益な取扱いをしないことを周知徹底する。</p> <p>競争的資金の運営・管理に関する不正な行い等の通報は、総務部人事課及び各牧場の総務課が窓口で内部通報等を受付け、内部統制監視委員会が調査を行い、対応する。</p>

6 モニタリングのあり方

不正の発生する要因	不正防止計画
<p>ア 内部監査を定期的に行っているものの、それだけでは不十分である。</p>	<p>内部監査の定期的な実施の他、複数の競争的資金等を有する職員や、消耗品等少額で多数の物品購入を行っている職員に対するモニタリングを行うとともに、必要に応</p>

	じて、業者からのモニタリングを行う。
イ 監視体制及び不正防止計画が適正なものとなっていない。	不正防止計画推進委員会において、監視体制及び不正防止計画が適正なものかどうかを点検し、必要に応じて改善を図る。

Ⅲ 不正防止計画の点検・評価

不正防止計画推進委員会は、競争的資金等使用に係る不正を発生させる要因を適切に把握するとともに、これを踏まえて不正防止計画について適宜点検・評価を行い、必要に応じて見直して改善し、不正防止を徹底する。

施行期日：平成28年6月3日

附 則

この計画は、「独立行政法人家畜改良センターにおける公的研究費の管理・監査に関する規程」の改正の伴い一部改定し、平成28年7月19日より施行する。